

三重県病院薬剤師会 選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 本会の会長及び監事は、会則第18条により、正会員の中から総会において選出する。

第2条 本規定は、会長及び監事選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2章 目的及び事業

第3条 前項の目的を達成するため選挙管理委員会（以下委員会という）を設け、委員をもって構成する。

第4条 委員会は次に掲げる事務を行う。

- ① 役員選挙の告示
- ② 役員立候補者届の受理、資格審査及び候補者氏名の告示
- ③ 役員選挙における投票及び開票の管理並びに投票の有効と無効の判定
- ④ 選挙結果の総会での報告
- ⑤ 異議申し立ての受理審査並びに判定
- ⑥ その他役員選挙事務に関すること

第3章 委員長

第5条 委員長は地区委員会の委員長とする。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。

第4章 副委員長

第7条 副委員長は地区委員会の副委員長とする。

第8条 副委員長は委員長を補佐し、必要あるときは委員長の職務を代行する。

第5章 委 員

第9条 委員は理事会により各地区より1名選出する。

第10条 委員長、副委員長は委員の互選で決定する。

第11条 同一地区内において委員の交代を認めることとし、新委員の任期は前任委員の在任期間とする。

第6章 任 期

第12条 委員の任期は、選出された会長が役員の委嘱を公示する迄の間とする。

第13条 委員長及び副委員長の任期は委員と同一とする。

第7章 会長及び監事候補者

- 第14条 会長及び監事選挙の候補者は、正会員の立候補、又は正会員5名以上の推薦を受けた正会員とする。
- 第15条 会長及び監事選挙に立候補する者は、所定の「立候補届」を届け出るものとする。
- 第16条 会長及び監事に候補者を推薦しようとする者は正会員とし、その代表が推薦者連署の「候補者推薦書」に被選挙人の「推薦候補承諾書」を添えて届け出るものとする。
- 第17条 被選挙者は、会費を完納している正会員の中で、本会に1年以上在籍している者とする。
- 第18条 立候補を辞退する者は、選挙日の7日前までに辞退届を委員会に提出しなければならない。

第1章 委員会

- 第19条 委員会は、選挙日（当該総会）60日前までに選挙の種類、立候補者の届出期日、届出先など必要事項を告示する。
- 第20条 委員会は、提出された届出書を審査し、適格と認めた者につき選挙の30日前までに、その氏名を公示し選挙日まで届出書類を保管する。

第2章 選挙の方法

- 第21条 会長の選挙は、原則として、総会出席正会員の投票により行い、有効投票多数を得たものを当選者とする。
- 第22条 ただし、初回過半数を超える得票者が出ない場合は上位2名で決選投票を行う。監事の選挙は、原則として、総会出席正会員の投票により行い、有効投票数の上位2名を当選者とする。

附 則

1. 会則およびこの規定に定めない候補者選出に関する事項は、選挙管理委員会がこれを決定する。
2. この規定の改廃は、理事会において決定し、総会において承認を諮るものとする。
3. この規定は平成19年4月14日から施行し、平成20年度総会から適用する。
平成21年4月18日 一部改正
平成24年4月21日 一部改正

立 候 補 届

令和 年 月 日

三重県病院薬剤師会
選挙管理委員会 殿

ふりがな

氏 名

印

勤務先

同所在地

私は三重県病院薬剤師会選挙管理規定第 15 条に基づき、令和
年 月 日に行われる選挙に当たり、 に立候補し
ます。

推 薦 書

三重県病院薬剤師会
選挙管理委員会 殿

ふりがな
被推薦者氏名
勤務先
同所在地

私達は三重県病院薬剤師会選挙管理規定第 15 条に基づき、令和 年 月 日に行われる選挙にあたり、上記の者を会長に適任と認め所定の書類を添え連署を以って推薦します。

推薦者（5 名以上）

病院	令和 年 月 日	印
病院	令和 年 月 日	印
病院	令和 年 月 日	印
病院	令和 年 月 日	印
病院	令和 年 月 日	印

推 薦 候 補 承 諾 書

令和 年 月 日

三重県病院薬剤師会
選挙管理委員会 殿

ふりがな

氏 名

印

勤務先

同所在地

私は三重県病院薬剤師会選挙管理規定第 15 条に基づき、令和
年 月 日に行われる選挙に当たり、 に推薦され、
これを承諾したことを認めます。